衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

10月31日(日)投票

投票日当日に投票できない方は期日前投票を活用下さい。

☆期日前投票のできる



→ 時間

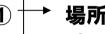
→ 期間

10月20日(水)から10月30日(土)まで

大間町役場(町内全域)

午前8時30分から午後8時まで

☆臨時期日前投票所



10月23日(土)

奥戸交流館(奥戸・材木地区の方のみ) 場所

●今回の投票は、①・②でも

時間

午前9時から午後7時まで

期日前投票ができます!

期間

10月24日(日)

●対象者は入場券で、確認 できます!

→ 時間

勤労青少年ホーム(汐見・美島・朝日町の方のみ)

午前9時から午後7時まで

~~~23日・24日は、役場でも期日前投票はできます!~~~

## 平成15年11月1日生まれ以前の人に選挙権があります!

期日前投票をすることのできる方



♥ 仕事のある方



♥ 冠婚葬祭のある方



◆ 私用で大間町内にいない方

手続きは簡単!



ハンコは不要です。宣誓書に記入するだけ。入場券がなくても投票できます。



「病院、施設へ入院入所されている方、仕事等で他市町村に滞在されている方などです」 ※詳しくは、大間町選挙管理委員会事務局まで、お問合せください。

